

標記罷業ノ其ノ後ノ経過左記ノ通りニ有之

一 會社側

會社側ニアリテハ争議團側ニシテ三日ニシテ統制乱レ自然的ニ座伏シ来ルモノト樂觀シ依然強硬ナル態度ヲ持シ居リテ特異ノ行動ナシ

二 争議團側

争議團側ニアリテハ既狹洋マス争議團騒擾事件後何等活動見ルハキモノナカリシカ騒擾事件關係容疑者トシテ本所太平警署署ニ留置取調中ノ争議團幹部

佐吉 秋山 林 平山 誠一

ノ三名ヲ十月廿八日釈放セル為メ然分治氣ヲ呈シ今日ハ別添ノ如ク治道佐氏ニ對スル聲明書ヲ作成團員ヲシテ配布セシムルト共ニ翌廿九日更ニ別添ノ如ク「全關東地方交通労働者」

概すレト題スル概文ニ「電車庫王電職場等ニ配布シ策動中ナルヲ漸ク争議ニ倦ミタル氣分アリ

此ノ状勢ヲ看取セル組合幹部ハ急遽対策協議ヲ為スコトニ決シ十月廿九日午後四時半ヨリ今七時迄秘密裡ニ府下電産所天神橋通り某料理屋ニ

藤岡 秋山 炭谷 平山 笠原
荒井 串田 菅 (五川支部長)

等集合シ種々協議ノ結果此ノ際出未得ル限り譲歩スルニ尚解決促進ニ向ツテ努力スルヲ有利ナリトナシ今後會社ニ對スル交渉案トシテ次ノ如ク條項ヲ以テ折衝スルコト、ナシ散會セリ

- (1) 解雇者ハ十五名迄認めルコト
- (2) 規程ノ逆賦手當金ヲ支給セラレ度シ
- (3) 前項解雇手當ノ外金一封ヲ支給スルコト